

奈労基発0807第3号  
平成25年8月7日

社団法人奈良県産業廃棄物協会会長 殿

奈良労働局労働基準部長

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令  
の施行に係る留意事項について

平素より労働安全衛生行政の推進に格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成25年厚生労働省令第58号、以下「58号改正省令」という。）については、平成25年4月12日に公布され、車両系建設機械関係は同年7月1日から施行することとされたところですが、58号改正省令の一部を改正する省令（平成25年厚生労働省令第84号、以下「84号改正省令」という。）が平成25年6月28日に公布され、機体重量3トン以上の鉄骨切断機、コンクリート圧碎機及び解体用つかみ機（以下「鉄骨切断機等」という。）の運転業務従事者のうち一定の者に係る就業制限について平成25年7月1日から1年間の猶予措置が定めされました。

その趣旨及び留意事項については下記のとおりですので、関係者への周知等にご配慮下さいます様お願い申し上げます。

また、84号改正省令公布に伴い修正されたパンフレットを同封いたしますので周知等にご利用ください。

なお、パンフレットは厚生労働省ホームページにも掲載されていますので申し添えます。

（<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzensei52/dl/kaitaisyaryou.pdf>）

記

1 改正の趣旨

84号改正省令により改正された58号改正省令附則第3条の趣旨は、次のとおりであること。

(1) 58号改正省令による改正前の車両系建設機械（解体用）運転技能講習（以下「旧解体用技能講習」という。）を修了した者又は平成25年7月1日時点において、鉄骨切断機等の運転の業務に従事しており、かつ、当該業務に6月以上従事した経験を有する者については、平成26年6月30日までの間は、引き続き、鉄骨切断機等の運転の業務に就くことができることとしたこと。（附則第3条第1項関係）

(2) 上記(1)のいずれかに該当する者については、平成26年7月1日以降は、平成27年6月

30日までの間に行われる都道府県労働局長が定める講習（以下「技能特例講習」という。）を修了した場合には、鉄骨切断機等の運転の業務に就くことができることとしたこと。（附則第3条第2項関係）

## 2 留意事項

### （1）鉄骨切断機等の運転業務関係

鉄骨切断機等の運転については、84号改正省令により猶予された者以外の者には猶予措置はないため、次のとおり直ちに必要な技能講習を受講しなければならないこと。

- ① 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習（以下「掘削等技能講習」という。）を修了しているが、鉄骨切断機等の運転業務には平成25年7月1日時点まで6ヶ月未満の期間しか従事していない者にあっては、車両系建設機械（解体用）運転技能講習規程第4条第1項の規定に基づく特例の講習
- ② 旧解体用技能講習及び掘削等技能講習のいずれも取得しておらず、かつ鉄骨切断機等の運転の業務に平成25年7月1日時点まで6ヶ月未満の期間しか従事していない者にあっては、車両系建設機械（解体用）運転技能講習規程第2条第1項及び第2項の規定に基づく全科目の講習

### （2）ブレーカの運転業務関係

旧解体用技能講習の修了者は、平成25年7月1日以降も引き続きブレーカの運転業務に就くことができるが、旧解体用技能講習を修了しておらず、かつ、鉄骨切断機等の運転の業務経験が平成25年7月1日時点まで6ヶ月以上の者については、平成27年6月30日までの間に行われる技能特例講習を修了すればブレーカの運転業務に就くことができるものであること。



2 事業者は、前項の業務について、前項に規定する期間の経過後においても、労働安全衛生規則第四十一条の規定にかかるが、前項各号のいずれかに該当する者のうち、平成二十七年六月三十日までの間に行われる講習で都道府県労働局長が定めるものを修了したものを当該業務に就かせることが可能。この場合にはねらしては、その者がいつては、法律第六十一條第一項の規定が適用しない。

附則 第四条中「この省令」の下部(同前第一條ただし書に規定する規定においては、別途規定)を加える。

## 規則

### ○公正取引委員会規則第一回

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第七十六条第一項の規定に基づいて、公正取引委員会事務総局組織規程の一部を改正する規則。

公正取引委員会事務総局組織規程の一部を改正する規則

公正取引委員会規則第一回の一部を次のとおり改正する。

第二条の六を削り、第一条の五を第一条の六とし、第二条の四の次に次の二条を加える。

(転嫁対策調査官)

2 転嫁対策調査官は、命を受け、消費税の転嫁を阻害する行為の調査に關する事務を処理する。

附則 第二回を削る。

この規則は、平成二十五年七月一日から施行する。

## 附則

### ○金融商品取引業等に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十一号)第一百三十条第四項の規定に基づき、金融商品取引業協会の規則を次のよう

平成二十五年六月二十八日  
金融商品取引業等に関する内閣府令第三百三十四条(金融商品取引業協会の規則は、「トヨタ(金融商品取引業協会の規則)」と定め、平成二十二年総務省告示第四回)第十七項(政治資金規制法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので要旨(平成二十一年分)を公表する件)の一部を次のとおり訂正する。

平成二十五年六月二十八日  
〔説明〕の新党日本関西総支部のほか  
「関係書類が押収されているため、表かれた件の一部が記載できない旨、報告を呈付があった。」

同様新党日本関西総支部のほか

「支出額  
不明」を

「支出額  
不明」